

アクアクラブ会員規約（2020年10月1日改正）

（名称および入会）

- 第1条 本会はアクアクラブ（以下「本会」という）と称し、会員制により運営します。
- 第2条 本会に入会する際は、『アクアクラブ会員規約（以下「本規約」という）』を理解したうえで四電エンジニアリング株式会社 アクアクラブ四国（以下「母体」という）が定める方法で弊社に入会を申込み、弊社がこれを承諾したとき本会の会員資格を取得します。
- 第3条 本会の会員（以下「会員」という）は、原水ご多量処理のフィルタリングを施して珪砂純水に近しい状態とし、これにミネラル濃縮液を一定割合で添加して作られたミネラルを含有する清浄軟水料（以下「ROポトルドウォーター」という）および別途取り扱うアクアクラブ関連商品（以下これらを総称して「本商品」という）を弊社の定める価格で弊社から購入することができます。また、本商品にご付帯するサービスの提供を受けることができます。ただし、ROポトルドウォーターを利用する際の抽出サーバー（以下「サーバー」という）は、弊社から賃借（以下「レンタル」という）して使用するものとなります。

（届出事項の変更）

- 第2条 第1条において、弊社にご届出た会員の氏名・住所・電話番号等の届出内容に変更が生じた場合、会員は遅滞なく弊社宛に所定の届出用紙より変更事項を届出のものとします。ただし、弊社が適当と認めた場合には、弊社への電話連絡により届出ることができます。
- 第2条 前項の届出がないため、弊社からの通知または送付書類その他の物が宛先または不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により届出ができなかった場合を除きます。

（サーバーのレンタル期間）

- 第3条 サーバーのレンタル期間は、会員が本会への入会後1年間（以下「基本レンタル期間」という）とします。ただし、サーバーを借受する場合、借受サーバーの設置日から1年間とします。
- 第2条 サーバーのレンタル期間は、基本レンタル期間の満了前までに、弊社または会員からの申出がない場合は、基本レンタル期間満了後も1年ごとに同一条件で継続するものとします。

（利用料金および支払方法）

- 第4条 利用料金は、ご入会時にお渡しの『アクアクラブご入会にあたっての重要事項説明書』に記載されている金額となります。
- 第2条 前項の利用料金のうち、サーバーのあんしんサポート料金はレンタルの申込開始月は無料とし、翌月から毎月ご請求するものとします。また、退会時、月の途中であっても1ヵ月分のあんしんサポート料金を申受けます。
- 第3条 会員の弊社に対する利用料金の支払いは、弊社が指定する金融機関の口座引落またはクレジットカード支払いによるものとします。
- 第4条 前項において、法人の会員については銀行振込も認めるものとし、振込みに要する手数料等は会員の負担とします。
- 第1条 利用料金の支払いは明細までご確認できなかった場合、その都度文書等で催告します。
- 第2条 1ヵ月利用料金のお支払いは確認できなかった場合は、ROポトルドウォーター入りポトル（以下「ポトル」という）およびアクアクラブ関連商品の配達を中止します。

（ポトルの配達）

- 第5条 弊社が弊社が別に定める区域内の会員に対してポトル・アクアクラブ関連商品の配達および空ポトルの回収を行います。
- 第2条 ポトルの配達および空ポトルの回収は、会員の指定する同一の場所で行います。使用時または回収時において、ポトルおよび空ポトルのキャップを取らないでください。空ポトルの返却がない場合はポトルの引き渡しができなくなります。
- 第3条 ポトルの配達も1回につき2本以上とし、弊社が指定日に行います。
- 第4条 空ポトルの回収およびアクアクラブ関連商品の配達も、原則としてポトルの配達と同様に行います。
- 第5条 配達時間の指定はできません。
- 第6条 その他、配達に関する内容については、別紙でご定める「ご注文、配達 concerning のご案内」によるものとします。

（サーバーのメンテナンス）

- 第6条 サーバーは1年ご利用毎に1回（アクアダボンスは3年ご利用毎に1回）弊社が、分解・洗浄等の作業（以下「メンテナンス」という）を無償で行います。
- 第2条 メンテナンスは衛生面で重要な作業であり、拒否される会員につきましては、退会を強制する場合があります。
- 第3条 サーバーの使用期間が1年以内（アクアダボンスは3年以内）であっても、弊社が必要と認めた場合、メンテナンスを受けていただくことがあります。その場合、メンテナンス料金をお支払いいただくことがあります。
- 第4条 会員の責に帰すべき事由により弊社が本条第1項のメンテナンスを行うことができなかった場合、弊社は、サーバーの欠陥と起因する会員の損害については責任を負いません。

（注文・問い合わせの受付）

- 第7条 電話による注文や問い合わせは、原則として弊社の窓口において平日営業日の午前9時から午後5時まで受け付けます。ファックス、インターネット等も24時間受け付けます。
- 第2条 注文の締め切りは請求日前日の平日営業日の午後3時までで弊社にご届くものとします。このため、土・日曜日の注文分は月曜日、祝日の注文分は翌日（翌日が土・日曜日の場合は以降の平日営業日）の受け付けとなります。

（会員情報の取扱い）

- 第8条 会員は、弊社が会員の個人情報（本項第1条に定めるものをいう）につき、必要が別途措置を取ったうえで、次のとおり取扱うことに同意するものとします。
 - (1) 本商品の販売・宅配および本商品ご付帯するサービスの提供等のために、個人に関する次の情報（以下「個人情報」という）を収集・利用すること。
 - ①氏名、住所、電話番号、生年月日、電子メールアドレス等、会員が入会申込時および第2条にもとづき弊社にご届出た事項
 - ②本商品の購入内容、購入時期その他本規約にもとづく会員のサービスの利用状況
 - (2) 弊社の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申出た場合、弊社は、業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。

- (3) 次の目的のために、弊社が個人情報をアクアクラブ株式会社（「アクアクララ社」という）と共同利用すること。
 - ①会員からの問い合わせへの回答
 - ②商品の注文の受付やそれに伴う連絡
 - ③商品の配達やそれに伴う連絡
 - ④保守サービスの提供
 - ⑤商品やサービスを案内するダイレクトメールや電子メールの送付
 - ⑥マーケティングおよびサービス向上、商品開発のための統計調査
 - ⑦各種キャンペーン等のお知らせ
 - ⑧法人の代表者等に対する、弊社加盟店の募集活動（会員個人を特定しての利用はいたしません。）
 - ⑨ポイントカードなど会員サービスへの登録
- (4) 次のいずれかに該当する場合の第三者へ個人情報を提供すること。
 - ①法令等により開示が求められた場合
 - ②アクアクララグループおよび商品の仕入先企業、業務委託先企業ならびに弊社の関連業務の継承先（合併・営業譲渡等）に提供・共同利用する場合
 - ③会員の事前の同意を得た場合
 - ④会員および一般市民の生命、健康、財産などに重大な被害が発生することを防止するため必要な場合
 - ⑤公的機関から法律にもとづく権限による開示請求があった場合
- 第2条 会員は、弊社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一、登録内容が不正確または誤りであることが申明した場合は、会員の申出により、弊社が速やかにかかるとの不正確または誤りである個人情報の修正・削除を行います。弊社は、当該請求または申出を行った方が本人であることを十分に確認させていただいた場合のみ、個人情報を開示いたします。

（規約の変更、効力）

- 第9条 弊社は、会員にご予告なく弊社ホームページに記載することにより、本規約の一部または全部を変更することができるものとします。

（禁止事項）

第10条 会員は、次の行為をすることができません。

- (1) 本商品または本商品の商標を使用した営業活動、営利を目的としたこれらの利用およびその準備を目的としたこれらの利用
- (2) 他の会員、第三者もしくは弊社・アクアクララ社の著作権またはその他の権利を侵害する行為、および慰労のある行為
- (3) 他の会員、第三者もしくは弊社・アクアクララ社の財産またはプライバシーを侵害する行為、および慰労のある行為
- (4) 前号(1)、(2)、(3)の他、他の会員、第三者もしくは弊社・アクアクララ社に不利益または損害を与える行為、および与える恐れのある行為

（所有権など）

- 第11条 サーバー、ポトル容器の所有権は、弊社ご帰属するものとします。
- 第2条 弊社が会員に取扱いしたROポトルドウォーターおよびアクアクラブ関連商品の所有権は会員に帰属するものとします。

（サーバー故障時の取扱い）

- 第12条 サーバーが、会員の責めによらない事由により乗損し、修理が可能の場合は、弊社が無償で修理します。
- 第2条 サーバーが、会員の責めによらない事由により乗損し、修理が不可能な場合は滅失した場合は、弊社が無償で同等の製品に取替えます。

（解約・退会）

- 第13条 会員はあらかじめ弊社にご通知して、本会を退会することができます。弊社が弊社の負担で、サーバーおよびポトル容器を回収いたします。回収できない場合は、時間相当分の弁済をしていただきます。すでにお支払いをいただいている利用料金の返却および弊社から購入した商品の買取り等を行いません。
 - 第2条 前項において、会員が入会から6ヵ月以内に退会する場合、解約手数料としてサーバー1台あたり 金3,000円＋消費税を弊社にお支払いいただきます。
 - 第3条 退会後1年間は再入会できません。

（会員の競合利益に関する会員資格の取消し）

- 第14条 弊社は、会員が次の各号のいずれかに事由に該当した場合、その会員に対し、何らの催告をすることなく本会の会員資格を取消しすることができるものとします。この場合、弊社からその会員に対して、書面による取消しの通知が到達したとき、その会員は本会を退会したものとします。
 - (1) 会員申込の際し、氏名・住所・電話番号等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実につきまして虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約上の義務に違反し、弊社からの通告に従わずに場合
 - (3) 本規約にもとづく利用料金等弊社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 会員の信用状態が悪化した場合
 - (5) 弊社の名誉を乗損したり、他の会員ご迷惑となる行為があった場合
 - (6) 仮処分、仮処分、強制執行、競売等の申立て、仮処分担保解除に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受けたまたはこれらの申立て、処分、通知を受くべき事由を生じた場合

- (7) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社整理、会社更生手続きおよび民事再生手続き等の破産処理手続き（本規約にもとづく契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立て原因を生じ、またはこれらの申立てを受けもしくは自らこれらの申立てをした場合
- (8) 暴力団員、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）である場合、もしくは反社会的勢力等であった場合、又はことさら自身が反社会的勢力等などである旨を伝え、もしくは関係団体・関係者が反社会的勢力等である旨を伝える等した場合
- (9) 自ら又は第三者を利用して、弊社又はアクアクララ社に対して、詐欺、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (10) 弊社が会員に配達したポトルを、弊社から借り受けたサーバーを用いて使用した場合、又は弊社が会員に配達したものでないポトルを弊社から借り受けたサーバーを用いて使用した場合等、弊社が定める用法と異なる用法で使用した場合。
 - (11) 会員の都合によりサーバーのメンテナンスが行えなかった場合
 - (12) ポトルの注文が確認できなかったなどの理由により、衛生面で相応しくない」と弊社が判断した場合
 - (13) その他、会員として相応しくない」と弊社が判断した場合
- 第2条 前項の場合、弊社が弊社の負担でサーバー、ポトルおよび空ポトルを回収いたします。この場合、すでにお支払いをいただいている利用料金の返却および弊社から購入した商品の買取りは行いません。

（退会後の債権債務関係）

- 第15条 会員期間中の利用料金等その他の債権債務は、退会後もその履行の責任を負うものとします。
 - 第2条 会員が第14条第1項のいずれかの事由に該当した場合、その会員は、弊社が請求により、本規約にもとづく一切の債権ごつて期限の利益を失い、直ちに弊社に対してサーバー、ポトルおよび空ポトルの返却と債務の全額を支払うものとなります。
 - 第3条 会員は第14条第1項の債務を支払う場合は、弊社ご持参もしくは指定の口座へ送金して支払うものとします。

（免責）

- 第16条 次の各号のいずれかに該当し、弊社の債務が本項に従って履行できないときは、弊社はその責を免れるとともに、本規約にもとづく契約の全部または一部の履行が可能であることとします。

- (1) 天災・地震等の災害を被ったとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
- (3) 本会の運営が突如重大な事由が生じたとき
- (4) その他の前各号と同等の事由が生じたとき

（債権放棄）

- 第17条 弊社・アクアクララ社は、「ご入会時にお渡しするご利用案内」に定めた以外の本商品の使用方法による会員の損害に関していかなる責任も負わないものとし、かかる損害の賠償を一切行わないものとします。会員が故意、過失あるいは弊社が定める以外の使用方法でサーバーおよびポトル容器、その他弊社が所有ご持する物を乗損または滅失した場合は時間相当分の弁済をしていただきます。

（協議事項）

- 第18条 本規約ご定めるが、事由が生じた場合、弊社と会員は本規約の主旨に依り、誠意をもって協議・解決ご努めるものとします。

（管轄裁判所）

- 第19条 会員と弊社の本規約または本会に関する紛争につきましては、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。